

令和5年度第13回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和6年3月8日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時37分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	16番	足井 秀二		17番	野口 龍馬	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子			農業委員会事務員 田邊 操枝		
出席吏員						
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 令和5年度遊休農地調査の結果について
その他	(1) 活動報告の提出期限について (2) 令和6年度第1回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和5年度第13回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	省略
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、16番 足井秀二委員、17番 野口龍馬委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 譲受人： さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。売買価格は、10a当たり 円となっております。
	議長	質疑に入ります。
	田邊委員	許可基準について、ただし書きもありませんので、ちょっと分かりにくいので、説明してもらえませんか。
	局長	まずは、全部効率利用要件について説明します。農業委員会が判断しなければならないのは、農地の権利を取得しようとする者、今回ですとさんは、さんの世帯が保有している農地を含め、全ての農地を効率的に耕作することができるかどうかの判断です。さんは、家の後ろに 筆所有されていて、今回の申請も含めると 筆しかございませんので、農地を効率的に耕作できると判断しています。 農作業常時従事要件は、農業委員会の農地法事務処理要領基準の第3項に、“農作業に従事する日数が年間150日以上”と載っております。基準は年間150日以上です。さんは、 を退職された後、現在は違う所で働いておられますが、お聞きしたところ、農地がご自宅のすぐ後ろにあるので、土、日、平日も帰宅後、水を見たり、草刈りをしたり、年間150日以上従事されている事を確認しています。 地域との調和要件は、例えば、水田地帯に違う作物を栽培して農地が分断されることはないかなどの判断です。このたびは水稻栽培で、周辺地域も水稻栽培のエリアでございますので、農地の分断は起きません。以上の事から許可基準要件を満たしていると判断しています。
	議長	補足があれば、担当委員さんお願いします。
	市川職務	特にはありませんが、ご自宅の後ろに ほどの農地を持っておられまし

	代理	て、作業をされている姿をよく見かけます。奥さんの姿も見ます。水稻を作っておられて、雑草が生えているのを見たことはありません。近所に迷惑をかけるようなことは全くない事をフォローしておきます。
	田邊委員	分かりました。
	庄倉委員	所有者は の方ですが、今日の現地調査で稲を刈った跡が残っておりました。去年まではどなたが耕作されていたのですか。
	議長	議案書の 12 ページの番号 1 をご覧ください。使用貸借の合意解約が載っています。今までは さんが使用貸借で作っておられました。 さんの年齢は 歳で将来の事も考えて、地権者の さん、 さん、 さんで話し合われて今回の申請になったと聞いております。
	庄倉委員	分かりました。それから、申請地の隣の ですが、草刈り管理はされているようですが、耕作されている形跡はありませんでした。ここも さんが耕作されるような話はありませんでしたか。
	局長	そのような話は聞いておりません。
	庄倉委員	さんの家の前になりますし、拡張していく方向に向かえば良いと思いますので、よろしくお願いします。
	市川職務代理	は、少し前に申請が上がっていましたが、生前贈与で譲り受けておられますので、売らずに農業をされると思います。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	ご異議ございませんか
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第 2 号『農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 4 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m ² 合計：1 筆 m ² 用途：雑種地 目的及び概要：駐車場 申請人： この申請地は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。
	議長	議案第 2 号につきまして、現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	本日、午前 9 時から、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、野口委員、吉次委員、私、亀尾局長、産業課の前田さんで現地調査を行いました。 現地調査資料の 3 ページをご覧ください。場所は のすぐ後ろになります。4 ページを見て頂きますと、 が で、 と は の敷地になります。5 ページの土地利用計画図、排水計画図をご覧ください。右の A´ 側に進入路を設けます。左の A 側は 側で、道路がありますが車が出入りするには狭いので、A´ の方に進入路をつけられます。舗装はせずに砂利を敷いて駐車場にされます。足し堰側と 、 側には大型コンクリートプロ

		ックを積んで被害がないようにされます。側には車が19台、側には碎石、真砂土、型枠資材を置かれる計画です。Bの所に水路がありますが、側ですし、きちんとした水路になっておりますので問題ないと確認しました。雨水は足し堰の方に流れるようになりますが、碎石を敷くので、大半が地下浸透になると思います。以上です。
	議長	質疑に入ります。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用 集積等促進 計画案の決 定について	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書2～8頁）】 農地番号 1番～39番 設定を受ける者： 13名 設定をする者： 17名 設定をする土地： 33筆 計 52,850㎡
	議長	議案第1号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	23番と24番でございますが、同じ所有者で、田んぼも、地番を見ますと近い場所だと思いますが、賃料が 円と 円と違って、さんが 円であれば、 円に合わせられた方が良いと思いますが、どのような指導をされたのかお聞かせ下さい。
	前田主幹	同じ単価にされるのが望ましいと言うお話はしましたが、こちらについては、それぞれ、法人さん、集落営農さんですので、そちらで設定された金額で契約をされるとお話を伺っています。
	議長	事務局はどのような指導をされたのか聞いておられます。
	前田主幹	できれば使用貸借にさせていただくのが望ましいと言う事と、可能であれば低い方の賃料に合わせていただければと言うようなお話しはしました。
	議長	指導はしたが、この金額にされたと言う事ですか。
	前田主幹	はい。
	田邊委員	今の農業の情勢では1,000円でも安い方が良いわけですから、集落営農さんと言う事ですが、規約の変更等されてでも 円にされたらどうかと言うような、思い切った指導をされたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
	前田主幹	はい、こちらでも、今後はそのようなお話をします。
	議長	今後は、そのような指導をされると言う事です。局長も課が違っても指導をお願いします。
	田邊委員	よろしくをお願いします。
	吉次委員	補足をさせていただきます。2つ田んぼがありまして、 と さんが機構を通して作って作りましたが、飛び地になっておりまして、利便性を考えて農地交換をしました。賃料でございますが、 さんは既に3年目で、同じ契約で進んでおりまして、 が今度はやるにあたって、ずっと 円の契約でやらせてもらっていて調整が出来ないので、所有者さんとお話をして、この金額で了解を得ました。 さんの方が先に契約期間が切れますので、その時に 円で揃えようと言う事でございます。
	田邊委員	分かりました。
	黒木委員	さんですが、労働力 人で、それに対して機械の所有がトラクターと管理機だけですが、これで大丈夫ですか。

	前田主幹	さんは、母体が さんで、 さんが所有されている農機を借りて作業をされると言う事で、元々は機械所有はされていませんでしたが、以前の契約以降にトラクターと管理機を導入されたと同っています。
	黒木委員	分かりました。
	白川委員	8番、9番の賃料が同じですが、9番は畑で 円はちょっと高いような気がしますが。
	前田主幹	中間管理機構では畑の貸し借りの事例自体が少ないので、平均値は出しづらいところではありますが、そこまで高い設定金額ではないと思っています。ただ、この方が野菜の販売を大々的にされている方ではないので、そういった意味では使用貸借の方が望ましいのではないかと思います。賃料についてはお話をしましたが、本人さん同士のお話の中で、この金額でさせて下さいと申出があったものです。
	白川委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案通り議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告をお願いします。
	局長	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読(議案書11頁)】 借人の さんの体調がすぐれない為、期間途中での合意解約となりました。 と は、議案第3号の5番と6番で上がっております さんが耕作されます。残りの筆につきましては、現在、担当地区の委員さんと相談しているところでございます。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』報告をお願いします。
	局長	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書12頁)】 解約後は、1番は、議案第1号で説明しました さんが取得して耕作されます。2番は、議案第3号22番で上がっていますが、基盤法からの切り替えで、引き続き さんが借りて耕作されます。
	議長	ご質問はございませんか。ないようですので、合意解約の報告を終わります。
(3) 令和5年度遊休農地調査の結果について	議長	『(3) 令和5年度遊休農地調査の結果について』説明を求めます。
	局長	令和5年度遊休農地調査の最終報告でございます。 【令和5年度遊休農地調査結果全体の筆数、面積の朗読】 解消農地につきましては、農業委員、推進委員の皆様にご尽力を頂きましたことを感謝申し上げます。補足ですけれども、農業委員会の活動について、定例議会の中での農業政策について質問が1件ございました。その中で、農業委員会の遊休農地の数字を上げています。一般質問が来週12日にございますけれども、農業委員会の活動について、この数値を掲載しています。
	議長	ご質問等ございませんか。ないようですので報告を終わります。
その他 (1) 活動報告の提出期限について	議長	『(1) 活動報告の提出期限について』説明を求めます。
	局長	活動報告の提出期限についてと、前回の総会後の研修会の中でありましたご質問について報告をさせていただきます。 活動報告の提出でございますが、3月分も含めて3月18日(月)までに事務局まで提出をお願いします。それを受けて事務局で集計しまして、4月19日に活動実績に応じた報酬をお支払いする予定にしております。

		<p>それから、研修会の中で、“山間部の条件不利地農地の中には、非農地もやむなしと考えるものもあるが、山林に戻すにあたり、植林や、その後の管理に関する補助、支援策がないか”というご質問がございました。持って帰って回答するというのでございましたので回答内容を読み上げさせていただきます。</p> <p>農林業振興課林業振興室の職員に確認したところ以下のとおりでございます。植林や下草刈りなどの管理に対する支援はございます。ただし、森林経営計画が作成されていないと支援は受けることができない。森林経営計画の作成には数十ヘクタールレベルの規模が必要です。簡単には作成できません。よって、山林化したい農地を、今ある森林経営計画に加えてもらうのが現実的な方法ではないでしょうか。既存の計画にはどのような補助メニューがあるか、また、手続方法などの詳細は森林組合に確認してもらいたい。南部町でも数年前にそのような動きがあったのか、その後はどうなっているのかも含めて森林組合に確認してもらいたいという回答でございました。</p>
	議長	<p>今度は西部総合事務所の森林関係の研修を受けなくてはいけないと言う事ですね。今の状況では森林組合は何の役にも立ちません。組合長自身がやる気もないし、人材もない。西部総合事務所の森林課の研修を受けたいと思いますが、いかがなものでしょうか。上長田や東長田や法勝寺などの、どうにもならない農地を非農地判定したわけですが、そこをかまわずにおけば、だんだん荒廃地が迫ってきます。以前に行った三朝では、確か補助金があったと思います。10ヘクタールなど出来るわけがありません。何かあると思いますので、研修会を行いたいと思います。</p>
令和6年度第1回農業委員会総会の日程	議長	<p>令和6年度第1回南部町農業委員会総会は、令和6年4月10日（水）に開催します。</p>
その他	黒木委員	<p>女性農業委員から報告をさせていただきます。</p> <p>【農業委員会女性委員活動報告書朗読】</p> <p>女性委員の皆さんには、鳥取県の方から、私が報告しましたパワーポイントを印刷したものが届いていると思いますので、今後の参考にしてください。女性委員さんだけでなく、男性委員の皆さんも、この中国四国ブロック研修会を成功させるために御協力お願いします。</p>
	秦野委員	<p>鳥取県には女性委員さんが何人おられますか。</p>
	議長	<p>19市町村すべてにおられます。</p>
閉会	議長	<p>他にございませんか。ないようですので、これにて令和5年度第13回南部町農業委員会総会を閉会致します。</p>